

要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現について (フォローアップ)

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

（抄）

医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）

オンライン診療・服薬指導の更なる推進

- j 厚生労働省は、医療用医薬品においてオンライン服薬指導が可能とされていることを踏まえ、**要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題を整理する。**【令和4年度措置】

要指導医薬品について

要指導医薬品について、ICTの進展及び規制改革実施計画の内容等を踏まえつつ、**オンライン服薬指導と同様の販売方法を認める方向性**で、具体的な制度見直しに関し検討を行っている。

検討会での主な意見

- 原則として、オンラインと対面で同じことができるようにすべき。医師の診断も行われるオンライン診療においても適切でない行為はあるが、一律にオンライン診療禁止とはしていない。
- 対面でないと販売できない医薬品については、緊急避妊薬以外に具体的なものは無いのではないか。
- 要指導医薬品のオンライン服薬指導については、品目の特性に応じて可否を考慮するという考えも含めて検討すべき。
- 現在要指導医薬品を取り扱う薬局・店舗が少なく、購入時に調査協力を求められるなど使いにくい状況になっており、この改善も検討すべき。

制度見直しの方向性

- 要指導医薬品についても、薬剤師の判断により、**オンライン服薬指導と同様の方法により必要な情報提供等を行った上で販売**することを可能とする（ただし、医薬品の特性に応じて、オンラインではなく対面で情報提供等を行うことが適切である品目については、オンラインでの情報提供等のみにより販売可能な対象から除外できる制度とする）。